

第16回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成26年4月18日(金) 13:55~16:10
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用1214 特別会議室
出席者 委員：常本部会長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：小西内閣審議官、内閣参事官ほか
傍聴：外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
環境省ほか

議事

1. 「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営の基本方針について

(1) 「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営手法について事務局より説明

(2) 主な意見等

- これまでの部会で遺骨の地域への返還という論点において「コタン」という言葉を意見の中で使われているが、実態を伴った存在としての「コタン」ということを意識された発言であったのか。
- 現在アイヌ遺骨の返還について起きている裁判において原告からアイヌの場合の葬式は日本人と違って個人でやるのではなく、昔で言うコタンで行っており、コタンに祭司をする資格があるのだから返還を受ける資格もあるという主張がなされていると認識している。ただし、現在、いわゆるコタンが継続し残っているかという北海道全体でも数少ないところに限られていると思われるので、コタンに返還をすること自体は非常に難しく、また、北海道アイヌ協会においても過去5カ所の支部で返還を受けた例はあるが、現在は協会の組織率が低いことなども含めて、地域返還というのは非常にハードルが高いのではないかという趣旨であるが、コタンという言葉は変容されながら使用されており、実態を伴った存在として現在のコタンを意識したものではない。
- 象徴空間の整備及び管理運営については、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書の提言に基づき、総合的に推進されるべきものである。財源についても省庁横断的な、例えば特別会計のような予算組みが行われると理解してよいのか。それとも、各省庁が通常の会計の中から、例えば文部科学省が博物館の整備などの予算を計上することになるのか。
- 毎年度の予算の中で必要な経費を計上していくこととなるのではないかと考えている。
- これまでにはなかった経費として象徴空間の分を上積みした予算として組まれると考えてよいのか。例えば、その分教育予算が削られることにならないか不安を持っている。
- 政府全体でのプライオリティーをどうつけるかということになると思うが、それぞれの予算は、実際に計上する年にならないと確たることは申し上げられない。財源にも限りがあるので、政策間の予算額の調整が行われることはあるかもしれないが、象徴空間については、政府全体で進めていくよう調整しており、関係省庁が責任を持ってやっていくこととなる。
- 今回の部会の取りまとめは、象徴空間に関するガバナンスにかかわる部分であり、ファイナンスは直接論点になっていないことに御留意いただきたい。
- アイヌについては、国民の理解が大変重要であると考えており、仮にアイヌに関する政策を進めたことにより、例えば教育予算が削られることがあった場合、アイヌについての国民感情にとってよくないことであると思う。アイヌ政策は、多くの人に祝福されて進んでほしいので、国の財政が厳しいことは分かるが、そのことによって通常の予算が削られるというようなことはくれぐれも無いよう、特別の予算措置を強く要望する。
- 理念としては、ガバナンスとファイナンスについてはセットになるのではないかと。なお、先住民族の権利に関する国連宣言でも、文化振興や遺骨の慰霊や返還について国庫で行うということとなっている。
- 奨学金の検討を行った際、最終的には教育の問題で苦しんでいるのはアイヌ民族だけではないこともあり、現行の国の奨学金制度の中で特例として扱っていくというような説明があったと記憶している。しかしながら、国会決議があった以上、諸外国の例に倣って抜本的な財源対策をしなければ、場当たり的な先住民政策となってしまうのではないかと危惧している。内閣官房が担当しているのであれば、しっかりと全体的な先住民政策としての財源をつくることを根本的に考えていただきたい。

- アイヌ政策推進会議に報告することとなる当部会の取りまとめを踏まえて、今後政府において閣議決定を目指すということになれば、政府として最高のレベルで決定されるということになるので、関係政府機関においては、しっかりとしたものをつくるという決意をもって進めていただけると確信している。

- アイヌ政策推進会議への報告の内容について、政府に求める内容として法整備についても入れていただきたい。

4月4日の北海道新聞に「読者の声」に、札幌大学文学部を卒業された女性について拍手を送るという内容が掲載された。何が拍手かという、小学校5年生のときにアイヌと人によってはだめだと言われ、悩み育ってきたが、彼女が大学の卒業式で民族衣装を着て笑顔になっている。このことが物凄く眩しかったということ、また、中学校のときにはクラスでトップクラスの男の子が、高校に入り炭焼小屋でその命を絶っていたということがあった。そういうアイヌの迫害の歴史について、自らが単一民族だと言っている日本人の特性なのではないかということを書いている。そして、偏見と差別はこの21世紀も消えない、私たちの苦しみは永遠に理解できないだろうというのが、そのときのそのアイヌの言葉だったと書いている。

その後、4月13日の北海道新聞に、4日の投書に関連して、胸を張れる日早くという記事があった。4日の記事を見てとてもうれしく思ったが、アイヌは明治政府の同化政策により困難な歴史を送ってきた。国会で先住民族と認めるよう決議されたので、自分はアイヌですと言えるような世の中になって欲しいという話であった。在札幌米国総領事館からもアイヌについて聞きたいと依頼があった際に、この新聞記事のことをお話しし、100年前も200年前も今も何も変わってない、これが全部物語っているということをお願いした。これまでも1日も早く象徴空間を整備して欲しいと申し上げており、時間がかかり過ぎていると思うので、アイヌの特別会計のようなものでぱっとやってもらいたい。

- 有識者懇談会以来一貫して立法措置の必要性ということは謳われている。
ただし、今回の部会の取りまとめは、象徴空間の整備・管理運営手法に関するものであり、現行の文化振興法の改正はともかくとして、これとは別に、新しい法律がなければ象徴空間ができないという性格のものではないのではないか。今回の取りまとめに立法措置ということが入ってなくても、アイヌ政策全般について新規の立法措置を不要としたということにはならないと考える。
- 象徴空間を整備するからといって困っているアイヌの福祉について一度なくなると、その後どんどん無くなっていくという末恐ろしさを感じる。だから、象徴空間については、これだけのことを国の責任でやるという予算案を打ち出していただかないと、とても恐ろしいことになると感じる。
- 現状としてアイヌ政策全体が1つの財布で賄われているのではなく、良くも悪くも担当が縦割りになっており、例えば博物館や文化伝承施策と生活向上施策などはそれぞれ違う省庁が担当し、財布も別になっているので、あちらを増やせばこちらが減るということには当然にはならないのではないか。
- 国でも地方自治体でも一度予算が減るとそれがどんどん減って行って、復活することはほとんどないのではないか。だから、恐ろしいと感じている。
- それはそれとして、そうならないようきちんと監視していく必要があるだろう。
- 一体的運営について「国における適切な管理体制のもとに」という言葉を入れていただけるとありがたい。
- 従来から象徴空間の設置・管理における国の主体性というのは大きな論点になっているが、今回の部会報告を踏まえて、政府において閣議決定を目指すということになるのであれば、国が主体となるのは当然のことと考えてよいのではないか。
- 本日の議論を踏まえて、アイヌ政策推進会議に報告する。

2. アイヌ遺骨について

(1) 東京歯科大学名誉教授水口清氏より遺骨の返還に係るDNA鑑定について説明

- ①水口名誉教授紹介
 - 水口名誉教授は、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議（厚生労働省）の委員（平成15年～、平成20年4月～（座長））
- ②水口名誉教授より遺骨の返還に係るDNA鑑定について説明
 - 本日は、戦没者遺骨の鑑定の状況とアイヌ遺骨における鑑定の可能性についてお話しさせていただ

く。なお、アイヌ遺骨について詳細を把握していない状況でお話しすることをご了承いただきたい。

戦没者遺骨のDNA鑑定に関して、私たちがこれまでどのようにやってきたかを理解していただいた上で、アイヌの遺骨の鑑定に応用できるかという観点で皆様から質問していただきたいと思う。

まず、戦没者遺骨の鑑定の実施状況について、DNA鑑定は平成15年に始まって今年で11年目になり、これまでに約8,000件弱の遺骨の検査及び2,800件以上の遺族の検査を行ってきており、約1,800件の御遺体の照合検査結果を出してきた。遺骨については、ロシアにある北方の遺骨を主に鑑定しており、南方に関しては、特殊な遺骨のみを鑑定してきている。これは、北方については、当初寒冷な気候で遺骨のDNAが安定しているだろうということからスタートしたため。

次に、DNA鑑定の流れについて、まずロシア側等にある埋葬地における御遺体の埋葬状況が分かる資料をもとに遺骨を収集する。資料にある遺骨の名前からその遺族に対して鑑定を希望するかどうかを確認する。そして、遺族から鑑定依頼を受けて、遺骨との関係が分かった上で、遺骨と遺族の両方の検査を行い、合致させていくという流れになっている。遺骨の個人識別が難しい場合や遺族との関係が分からない場合は、鑑定が難しいことになる。

次に、返還に関する判断基準について、常染色体の検査の結果、遺骨と遺族の確率計算を行い数値化する。この数値が、99.8%を超えるというのが最低条件。ただし、実際にはこの常染色体検査以外にもミトコンドリアという女性系統に係る検査と男性系統の検査も行っており、返還する遺骨については、最終的にはもっと高い数値になってくる。なお、99.8%というのは、フンメルという方が提唱した説で、世界的に昔から遺伝的な血縁関係を調べるときにもとづいている数値であるが、これは、普通の人に比べて可能性が500倍高いという数値であり、血縁関係がしっかりと分かると最低でもこの数値が数千倍高いという結果がでるので、これまで御遺族にお返してきている遺骨に関しては、まず間違っているということはないと確信している。

また、DNA鑑定による確率計算だけでなく、遺体の埋葬状況などの周辺情報を補足することにより、更なる正確性を期している。例えば、ある墓地には例えば500人の遺体が埋葬されているという情報を私たちが把握することができれば、その500人の中でその確率はどれくらい高いのかといった観点からも検討を行い、誤って返還する確率は非常に低い。周辺情報が何もなくDNA鑑定を行っているのではなく、遺骨の埋葬状況や人数を把握した上で、合致するか確認している。

次に、鑑定に要する期間について、現在、鑑定人会議は年に平均4回から5回開いており、概ね3カ月に1回ごとを目標に検査を行っている。戦没者遺骨の場合には、埋葬され今年で70年くらいになる遺骨であるが、埋葬地の条件によって遺骨の状態が大きく異なってくる。それぞれの状況にあわせた検査のバリエーションが必要となってくるため、非常に労力を要することとなる。検査しやすい遺骨の場合には、2度検査をすれば結果が出るので、これにかかりっきりになれば一週間ぐらいで結果が出るものも多々ある。ただし、1つ引っかかると別の方法で検査を行うことになるので、数か月かかることもある。

次に、遺族との比較鑑定結果の状況に関しては、約1,800件弱の比較を行い約900件全体の約50%の身元が特定され、返還が実現している。特定されない残りの約50%については、埋葬地の名簿が違っているなどの理由が考えられる。埋葬地についても、いつもそこに絶対動かない墓標がある訳ではないので、長い年月が経つと周りの自然の状況は変わる。そのため、同じところを見つけるのは非常に大変なことであり、いつも正確にその場所を掘ることができるわけではないのではないかと考えており、アイヌ遺骨についても恐らく同じようなことが言えるのではないかと。

次に、DNA鑑定に使用する検体について、遺骨に関しては制度開始時は骨と歯を両方使用してきた。その後、いろいろな方法を検討しながら検査を行ってきたが、現在はほとんど歯を用いることとしている。理由としては、骨よりDNAが安定していること、骨の方がいろいろな人が遺骨に触ると触った人のDNAが付着してしまう、いわゆるコンタミネーションをとりにくいこともあり、特に壊れているDNAほど、少しでも接触者のDNAが入るだけで結果が大きく異なることになる。また、検査は複数の機関が行うので歯の方が検査方法を統一しやすい。なお、最終結果の判断をする際には、鑑定人会議において一つ一つの検査結果を全てチェックしており、検査の数値によりどんな検体を使用したのか、どれぐらい使ったのか、どんな方法でやったのかなど細かいところまで全てチェックすることになるので、安定した結果の得られる検体を使用することが必要となる。

次に、御遺族側の検体に関しては、一般的にもよく使用される方法であるが、御自身でちょっと堅

め目のろ紙でもって口腔内の粘膜を20回ぐらい搔いていただき、これを乾燥させてから送付していただくこととなっている。人に触られないという状況で送っていただければ、DNAの採取に関してまず問題は無い。以上が大まかな戦没者遺骨の場合の鑑定の状況。

次にアイヌの遺骨におけるDNA鑑定の可能性について、アイヌの遺骨は、個体として特定できる遺骨が1,636体あり、そのうち23体は個人が特定できる遺骨であり、個体ごとに特定できていない遺骨が515箱あると伺っている。それぞれ遺骨や遺族についての詳細は存じ上げていないが、少なくとも戦没者遺骨の場合には、父親と子供、兄弟、孫など遺骨と遺族との血縁関係がはっきりしており、これが全く分からない遺骨について、DNAとDNAだけで関係を証明するのは大変難しい。DNAは単純に型であり、確率を出すためには、この型が一般的にどれくらい珍しいのかということが事前に分からないといけない。また、常染色体の血縁関係というのは、親から子供に伝わる度に、1代ごとと半分は薄れていく。1代であれば必ず半分伝わるので判明しやすいが、さらにもう1代離れてしまうと一般的に使われている常染色体検査では、まず信頼度のある数値は出ない。その場合は、男性系統、女性系統どちらの関係であるか等から推測していかなければならない。また、埋葬地等の状態や遺族との関係が分かると検査の対象となる遺骨の母数を絞ることができる。この埋葬地には、何体の遺体があるのか、例えば400人であれば400人の中の1人というように考えればよく、これは母数が1万人というのとは全く違ってくる。母数が増えれば、それだけ本当に間違いがないかという判断は難しくなる。こうしたことを前提に推測すると個人名が特定できる遺骨については、遺族との関係を見出すことは可能であるように見える。個体が特定できる遺骨については、遺骨や墓地の状況などの情報の詳細を伺っていないので実際のところ可能性について見当がつかない。また、個体が特定できない遺骨について、個体を組み上げることができるかについては、遺骨の状態により可能性が大きく違ってくる。死後3～5年程度の遺体であって、この遺骨をDNA鑑定で組み合わせることは、現在では比較的容易であるが、例えば、戦没者遺骨のように70年も前に埋められたような場合は、同じ方法を応用するのは無理で、仮にいろいろと手のかかる方法を用いて行ったとしても、うまくいくケースは非常に少ないのではないかと。アイヌの遺骨についてDNA鑑定の可能性を探るということに関しては、アイヌの方々がどこまで希望されているのか、そのために血縁関係等の情報をどこまで提供いただけるかということが重要であり、こうした情報がないとDNA鑑定の検討も進めることができないのではないかと。

また、鑑定を行う側としても、通り一遍のやり方で終わらせるのではなく、いろいろな方法を試行錯誤してきた結果が今につながっており、これは返還できた場合の遺族の喜びが鑑定人にとっての大きな糧となっていることも申し添えておきたい。

③主な質疑等

- 現在アイヌの遺骨に関しては、2つの大学において計23体、記録上個人を特定し得る遺骨があるとされているが、その中でもDNA鑑定の必要性について2つの場合があり得る。1つは、記録の信頼性が高いが、DNA鑑定によってさらに確実な返還を期するという場合。もう一つは、記録の信頼性が高くなく、それを補完するためにDNA鑑定を用いるという場合である。この補完的にDNA鑑定を用いることが有用であるかについてお考えを伺いたい。
- 遺骨について遺族となる方が分かっているならば、比較することは可能であるが、仮に戦没者遺骨より古い遺骨であれば、その遺骨は遺族から遡って何代目にあたるのか、関係としては、男系統なのか女系統なのかということが分からないと確定的なことは言えないのではないかと。また、アイヌの方の場合は、一般頻度がないため確率数値の計算ができないため、どうしても推測になるので、血縁関係等の情報はあればあるほどよいが、系統としては同族の方ではあるが特定できるかというところまで行くかは分からない。
- 23体以外の個体が特定できる遺骨については、大半はどこの地域から入手されたかが分かっているので、返還を請求される方は、自分の先祖がそこに埋葬されていたという記憶や言い伝えなどを根拠にして返還を請求されることになると思うが、そのような場合に、DNA鑑定のみによって当該地域の遺骨の中から請求人の先祖の遺骨を特定することができるか。
- アイヌの方については、一般頻度がないので自信を持った確率数値を出すことはできないと思うが、この関係について同じ系統の型ではないかという推測は可能かもしれない。なお、鑑定にあたっては、遺骨の歯の状態というのが重要である。
- 個体が特定できない遺骨について、手や指、足の骨などがばらばらの状態で保管されている遺骨を

DNA鑑定を用いて一体として組み上げることはできるか。

- 遺骨の数としては、恐らく何千という数になるとした場合、鑑定人はコンタミネーションを防ぐなどかなり集中して作業を行う必要があることなどから、もの凄い労力が必要となる。アイヌの方々がどこまで希望されるのかということもあるが、鑑定する側としても簡単なことではないということを理解していただきたい。
- 私たちの先祖がいろいろな形で盗掘されて、保管されているという形になっていて、なおかつ体もばらばらになっていて、あちらの大学、こちらの大学に1つの体がばらばらになっている場合もあるし、もしかしたら、これは全部アイヌの遺骨だろうと信じているものが、アイヌではないものが入っている可能性もある。だから、本当にアイヌの遺骨で、1つの体に、もとの形に限りなく再現した形で埋葬をしたいという望みがアイヌ側にはあるので、それが可能なのか伺いたい。
- 一般的にDNA鑑定と言われる場合の常染色体について検査する必要があるが、DNAが壊れている骨では難しい。また、今回対象となる遺骨は、どのぐらいの大きさなのかという点がある。人が触っている可能性があれば、遺骨の表面を削るぐらいでは簡単に遺骨のDNAが採取できないので、大きい骨であることが必要。ただし、先ほども申し上げたように骨を用いて鑑定するのは削り方ひとつとっても細心の注意が必要であり、複数人で多検体の結果を検討する際にも統一した前提を整えるのが難しいため、かなり大変である。
- 鑑定にかかる費用はどのくらいなのか。
- DNAを抽出するという作業、常染色体、ミトコンドリア、Y染色体、X染色体についてそれぞれの型を調べるという方法を現状で使っている。これらについて、DNAの抽出は、検体によってやり方が違うが、一般的に短時間でできるキットを使用すると1回の抽出で4～5千円程度だが、これを数回行う場合もある。常染色体やY染色体などのキットは何十回分が一セット何十万円もするので鑑定する側での初期投資が必要となる。これらの鑑定をそれぞれ何回やるかによるが、少なくとも2回づつ程度行った場合5万円程度はかかると思う。
- 戦没者遺骨の場合は、例えば、葬られてから何十年後に発掘されていると思うが、いい状態の骨として発掘されているのか。
- 現在では、戦没者遺骨の場合は検体に歯を用いることとしているが、一般的にDNAは、空気中、水中、土中と簡単に分けると、空気中というのは土中の何倍も変性していくとされている。今までの経験からも遺体がすぐ埋められている場合は、DNAが壊れていない場合が多く、歯を検体に用いた場合は、多くの場合、今の技術だと問題なく結果を出すことができる。
- アイヌの遺骨については、埋葬後、何年あるいは何十年後かに発掘されて、主に頭骨については、きれいにして研究対象としている場合もあるが、こうした場合はどうなのか。
- 乾燥した状態に置いてあれば余り変性しにくい。長い時間高温多湿という環境はDNAが壊れる可能性が高い。ただし、歯であれば、経験上、こうした変性に強くDNAが安定していると思う。骨は歯に比べると湿気に大きく影響を受ける。
- 歯はともかく、例えば大腿骨であるとか体骨の場合には、骨の状態次第で適切な検体が採取できる場合とできない場合があるということか。
- そのとおり。ただし、手間としては歯の方が良いので、骨ではあまり行っておらず歯に移行してきたという経過がある。
- 歯の場合であっても1人で鑑定するよりも、複数で検査する方が確度は上がるのか。
- 検査は一人で行い、その結果について複数で検証する必要があるということ。結果を専門家に見せるというプロセスがあると人前に出せるという確信を持つまで検査結果を詰めるし、信頼度も上がるので間違えるというリスクが格段に減ることになる。
- 例えば頭骨と四肢骨がバラバラになっている場合、1体として組み上げたいという場合は、歯だけでなく、ほかの骨も鑑定を行わなければならないがこれは可能なのか。
- 細かい遺骨を検査するとした場合、コンタミネーションなどを考慮すると検査が徒労に終わることが多いのではないかと。結局のところ、採取したDNAが誰のものか検査に時間はかかるけれども最終判断ができないと思う。なるべく大きい骨、少なくとも、削ったら中が一定の大きさがとれる骨であっても、戦没者遺骨の場合には掘った人、遺骨を運んできた人についてコンタミネーションを考えればよいが、どうやって保存されているか分からない遺骨については、判断がかなり難しくなると思う。

- ある大学に取材したところ、資料として頭骨だけ分けて保管していたので、骨学的に脛骨のつなぎ目で合わせて四肢骨と一体化したという遺骨がかなりあった。これは発掘地域ごとに遺骨の記録があったのでできたということであった。この作業を行った方に聞いたところ現在のDNA鑑定の手法を用いれば、数倍の遺骨を一体化できると言っていたが、こうした遺骨について一体化できる可能性はどうか。
- アイヌの方の場合には一般頻度が無いので、可能性を数値で出すことができない。ただし、骨や歯から一番簡単に検査でき、確率が高い検査方法はミトコンドリアを調べることで、これはコンタミネーションを考慮しても可能性を補完することはできる。しかし、多くの人が触っている可能性のある遺骨については、かなり大変な作業となるので、検査する側としては（多数の資料に対して）何千回もの検査を行うことは非常に大きな負担となる。1つの検査を行うにもただルーチンの方法でやっておらず、キットのキャップの開け方から、チップを触らないように、試薬を触らないように、ふたを触らない、湿気をつけない、すぐく考えながら行わなければきちんとした結果を出すことができない。なお、例えば、頭骨と頭骨以外が合っているか2つの検体だけ検査するというのであればこれらの関係を推測することはできるかもしれない。
- 現在の我が国におけるこうしたDNA鑑定に携われる方々が何人いらっしゃるかということも含めて、遺骨の状態の良し悪しを抜きにして、仮に1,636体の鑑定をやるということになるとどれぐらい時間がかかると考えられるのか。
- 戦没者遺骨の鑑定を行っている機関は、これまでの積み重ねがあり、これを増やそうとするのは今の法医学教室の忙しさからするとそこにこれだけの時間を使える人を探すのは、かなり難しいと思う。
- 現在我が国で個人特定に係るDNA鑑定に携わっておられる方は、戦没者遺骨の鑑定を行っている機関に所属している方でほとんど全てということなのか。
- 法医学やDNA鑑定を行っている機関は他にもたくさんあるが、通常の業務に加えてさらに遺骨の鑑定を行うことができる場所を探すのは難しいのではないかと。
- 歯も骨も非破壊でなく、破壊検査となるのか。
- 壊さない方法もあるが、話しを伺っている範囲で推測すると、アイヌの遺骨の場合は、それではきっと足りないだろうと思う。また、形だけ残そうとして歯根のから一部を採取するというやり方もあるがコンタミネーションを考えると現実的ではないと思う。
- 戦没者遺骨の場合において複数の遺族から同一の遺骨について返還を求められるといったケースはあるのか。
- 鑑定については、血縁関係があるかないかという点についてのみ結論を出すことになる。

3. 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の進捗状況について

(1) (独) 日本学生支援機構の奨学金について

- ① 文部科学省より日本学生支援機構の無利子奨学金について次のとおり説明
- 日本学生支援機構の無利子奨学金については、昨年の部会で貸与基準の緩和について御意見をいただいたところであり、北海道外に居住するアイヌ子弟に対する特別措置として、無利子奨学金の貸与をしやすくするため、基準の緩和をこれまで検討してきたところ。
その結果、特例推薦として、無利子奨学金の学力特例の対象として、通常の学力基準よりも推薦が受けやすくするように制度を改正したところ。
また、この制度の円滑な実施のため、誤ってアイヌ以外の者を対象とすると制度の信頼性を損なうことになるため、対象者の認定については、内閣官房で検討してきたところであり、対象者を認定するための業務を実施する機関については、国土交通省北海道局が選定することになり、公益社団法人北海道アイヌ協会がその機関として選定され対象者には認定証を交付されることとなった。
機構の奨学金貸与を希望する場合には、一般の学生と同様に在学する学校を通じて申請することになっており、通常貸与を受ける申請書類に加え、公益社団法人北海道アイヌ協会から交付された認定書の写しを提出していただくことになる。こうして、平成26年度から北海道外に居住するアイヌの子弟に対する奨学金の貸与について可能となったところ。
日本学生支援機構の奨学金無利子の貸与月額については、大学・学部で、国公立大学の場合、自宅通学者の場合は3万円か4万5,000円を選択。私立大学で、自宅通学の場合は3万円または5万4,000

円、自宅外からは3万円または6万4,000円を選択できるということで、貸与を受けやすく制度改正を行った。

②主な意見等

- 情報提供だが、現時点で北海道アイヌ協会へ対象者の認定の申請はまだない状況。
- 以前も申し上げたが、今回の制度は抜本的な問題の解決にはならないと思う。アイヌの子弟に対する教育支援が、成績が多少悪くても支援の対象とするというようないわゆる福祉施策から抜け切れていないまま続いているのか。現時点でこれしかないのであれば仕方ないが、教育に対する保障や大学進学に道を開くための対策を、このようなことだけで措置済みと考えられては困る。

(2) アイヌのための電話相談事業について

①厚生労働省よりアイヌのための電話相談事業の実施結果等について次のとおり説明

- 昨年度、この相談事業を試行的に行い、相談結果を集約して分析したのでその概要を説明する。
実施主体については、公益財団法人人権教育啓発推進センターの御協力をいただき昨年9月20日から本年3月31日まで約半年間実施した。
相談員は、アイヌの方2名を含む4名の相談員を配置して、相談件数は、2月末までで延べ327件であった。

今回の相談事業の結果から見えてきたポイントは次の3つと考えられる。

1つ目は、北海道外において一定の相談ニーズがあったということ。これは、全国で14都道府県からの相談があり、一番多いのは北海道であったが、それに次いで東京都、千葉県、静岡県等、道外からも広く相談が寄せられ、全体の約4分の3が道外からの相談という結果であった。なお、相談者の属性については、女性が約6割、年代は、50歳代の方が最も多いという状況であった。

2つ目は、生活、文化、人権など、相談内容は多様であったということ。生活に関連する悩みが最も多かったが、アイヌ文化、人権に関するものも一定件数寄せられたという状況であった。

3つ目は、傾聴による孤独感の解消等の効果も見られたということ。これについては定量的なものはないが、相談員にヒアリング等を行ったところ、悩みを解決するだけでなく、話を聞くだけで安心する、あるいは心が軽くなるといったケースも多く見られたということであった。さらに、この相談事業の継続を望む声も一定程度寄せられた。

以上のとおり、相談ニーズについて一定程度は把握できたとも考えられるが、北海道外における相談事業は今回が初めての事業であり、6カ月という限られた期間での実施であったため、相談記録の情報等を十分に確保できたというところまでは言えないのではないかとということで、さらに試行的に取り組みを延長して行うことが望まれるとの提案を実施主体からいただいた。

この結果を踏まえ、平成26年度は、年間を通じた相談ニーズの集約を行うため、引き続き同センターに事業を実施していただくこととして、4月1日から開始しているところ。

②主な意見等

- 道外のエリアからも相当数の相談が寄せられたとのことだが、事業の告知の方法について教えていただきたい。
- 平成25年度については、全国の地方自治体や、北海道アイヌ協会及び関東ウタリ会などの関係団体へ周知について協力を依頼した。
また、北海道新聞、東京新聞など地方新聞7紙に広報記事を掲載していただいた。人権教育啓発推進センター、厚生労働省、内閣官房等においても広報等を行なったところ。
なお、事業の周知は大変重要であると考えており、今年度についてはさらに政府広報により、ラジオ、全国紙を使うということも予定をしている。
- 生活に困っているという相談があった場合には、どうすればよいかといった回答を示すことができる体制になっているのか、それとも話を聞くだけにとどまるのか。
- 実施主体の人権教育啓発推進センターでは、相談員として経験のある方にも入っていただいているため、いろいろな相談に対する回答ができる体制を取っており、相談内容によっては直接対応可能な機関へのつなぎといった対応も行っている。
- 実際、病気や生活が苦しいという相談の中には、例えばお金がない、体が動かないといった理由で本人が自力で病院にも行けない状態の方もいるのではないかと。そういう場合に、相談員が、相談者の

ところに行って対応できるような体制に今年度はなっているのか。実際、ここへ電話できる人ばかりでもないかもしれないし、電話できたとしても動けないような人たちに相談員が直接出向いていって対応できる体制として欲しいということは去年もこの部会において何回も言い続けていた。

- 今年度もセンターから出向く体制はとっていない。まず、どういうニーズがあるのかを把握して分析をするということを念頭に置いて電話相談を行っており、緊急の必要があれば、各お住まいの自治体につながるといった手順で対応をさせていただいている。
- 相談事業だけでなくもっと一般的な話になるが、以前この部会でも国勢調査中に先住民族やアイヌ等の項目を入れるかどうかということが話題に上ったこともあったが、全国に周知するには国勢調査を活用するということが今後検討してもよいのではないかと。

(3) 職業訓練受講に関するアンケート調査の集計結果について

① 厚生労働省より職業訓練受講に関するアンケート調査の集計結果について次のとおり説明

- アイヌの人々の職業訓練受講ニーズ調査については、内閣官房アイヌ総合政策室と協議の上、アイヌ文化交流センターを通じて、平成25年5月中旬から6月中旬にかけて実施したが、その際の調査方法や訓練職種の設問設定等に疑問が呈され、再度内閣官房と協議の上、首都圏のアイヌの4つの団体の御協力をいただき、今回、再度アンケート調査を実施した。

調査票は、26年1月31日に送付して、2月中に取りまとめを行い、その結果として40件の回答がなされた。集計結果は次のとおり。

職業訓練受講希望の有無について、受講希望有りとされた方が24名、無しとされた方が9名、不明の方が7名であった。

職業訓練受講希望有りの方の24名の就業状況は次のとおり。

失業者の方が3名で、このうち伝統工芸関係訓練科希望者については、刺繍0名、木彫り0名。

就業中の方が17名で、このうち転職希望有りの方が8名で、このうち刺繍が3名、木彫りが0名。同じく就業中の方17名のうち、転職希望無しの方が5名で、このうち刺繍が3名、木彫りが2名。また、受講希望訓練コースは、現職の関連職種とされた方が5名であった。同じく就業中の方17名のうち、転職希望不明の方が4名で、このうち刺繍が2名、木彫りが1名。また、受講希望訓練コースは、現職の関連職種とされた方が2名で、現職と関連のない職種を選択された方が2名。

無業者の方が1名で、この方は、刺繍と木彫りの両方を希望とのことであった。

就業・失業の別が不明だった方が3名おり、このうち刺繍が3名、木彫りが0名。

訓練受講希望者のうち、伝統工芸関係訓練科を希望する方は、トータルで刺繍が12名、木彫りが4名であった。

次に、職業訓練受講希望無しとされた方9名と、希望の有無が不明の方7名、計16名の中にも他の項目において、希望訓練コースについて回答され職業訓練以外での受講意欲が認められると思われる方が9名おり、このうち刺繍を希望される方が9名、木彫りを希望される方が2名いた。

次に、希望訓練コースについては、全て複数回答でコースを選んでいただいた。全ての訓練コースに受講希望があったが、希望者が1コース当たり1名から6名とばらつきがあった。なお、刺繍については、先ほどの職業訓練受講希望の無い又は不明という方も含めると21名の希望があった。

次に、訓練受講希望のあった24名について、受講希望地は、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、静岡県にわたって分散していた。受講希望訓練期間は、1カ月から1年以上まで、希望する受講希望期間はまちまちの状況であった。

次に、訓練受講希望者のうち、刺繍関係訓練科の受講を希望する方は12名いたが、先に説明した21名のうち職業訓練の受講希望が無い、または不明とされた方9名を差し引いた人数となる。この12名の内訳は、失業中の方で当該訓練内容に関連する職種への就職希望者はいなかった。受講希望地は、茨城県、東京都、静岡県にわたって分散している。就職希望地は、東京都内を希望する方が4名、不明が8名であった。

集計結果の分析については次のとおり。

職業訓練の受講を希望する方24名のうち、受講の必要性が高い失業者の方が3名、転職を希望する方が8名。就業中の方で転職を希望しない方及び転職希望が不明な方のうち、職業訓練の受講を希望する方は9名であった。このうち、現職の関連職種を希望していることからスキルアップを希望され

ているのではないかと思われる方々が7名であった。以上のことから、職業訓練受講の緊要度を確認できない方が、受講を希望しているのではないかと思われる。

受講を希望する訓練コースの選択数については、多分野・複数にわたり、全ての訓練コースを選択していた方が1名、10を超えるコースを選択されている方が5名となっており、これらの方々については、希望する職種を明確にできていないと思われることから、職業訓練受講の必要性を確認させていただく必要があるものと考え。

以上より、受講訓練コースを選定する際には、的確な職業相談を受けていただく必要が認められる。

刺繍関係訓練科を除き、受講希望訓練コースの希望者数は、1名のコースから最大6名となっており、全体として少人数であり、受講希望地域についてもばらつきがあることから各地域の希望者数も少なくなっている。

刺繍関係訓練の希望者の状況をまとめると、失業者の方の受講希望は無く、就業中の方の受講希望については、転職希望者で3名、転職希望無しの方で3名、転職希望が不明の方で2名で、計8名であった。職業訓練の受講希望が無い、または不明の方9名については全員が、無業者及び就業・失業が不明な方については4名が希望とのことで、合計21名であった。受講希望地域は広範囲にわたっており、かつそれぞれの地域を希望する者が1名から2名であった。

以上から、当該訓練コースを希望する方については、必ずしも就職または転職の必要性から希望しているものとは言えず、受講の必要性がただちには認められないこと及び職業訓練の対象となり得る受講希望者12名についても、実施地域の特定が困難であったことから、アイヌの方々のみ職業訓練を新たに設置することは困難であろうと判断しているところ。

また、刺繍などの伝統工芸に関する訓練コースの受講を希望される方はいるが、転職希望や受講希望の有無との整合性が乏しく、必ずしも職業訓練の対象者とはなり得ないこと、そして、関連職種への就職が見込まれるものとは言いがたいことから、安定就労を目的とした職業訓練の実施は困難であるものと思われる。

しかしながら、失業中の方や転職を希望される方々の受講希望があることから、そのような方々の職業訓練の受講を促進するために、今後、受講相談会の開催等が可能か検討することとしたい。

②主な意見等

- 前回も今回もニーズが低いと判断したということであるが、周知徹底の問題もあると思う。北海道外アイヌの生活実態調査作業部会においても全国調査を実施したが、その際北海道から数千人を紹介したが、回答があったのは1割も満たなかった。これは、20年前にも30年前にも北海道の人からの紹介を受けて、東京でも実態調査を行った。北海道と同じようなアイヌ対策をするからということで調査に協力したが全然やってくれないというような苦情が来る。だから、そういう人たちは、本当にやるのかという疑問があって、声を出さない、回答も出さないのだと思う。やはりもっと周知徹底をして、調査をやらないといけないと思う。

北海道アイヌ協会も公益法人化にあたって、全会員に再入会の申し込み書類を提出いただくこととなったが、会員からは、会費ばかり取って協会は何もしていないのではないかと怒られている。だから、こういう問題について、職業訓練をやらなければいけないという方向で進めるよう強く申し上げたい。

アイヌ政策推進会議の構成員である横田洋三先生に、昨年8月、千歳で開催された先住民族の記念日の講演会において講演していただいた。横田先生は、アイヌ民族の人たちの苦難の歴史を考えると、私は学べば学ぶほど、その歴史を聞けば聞くほど、何かしなければいけないという思いに駆られる。アイヌ政策推進会議においてもアイヌ民族の権利実現に向けて私の立場からも進めていきたいと思う。国連では、先住民族の権利宣言を採択しただけで終わっており、非常に残念だとおっしゃっている。ただし、横田先生は、日本政府は本当に一生懸命やっている、財政の厳しい折から、皆さん方が努力をしてこれだけやってくれていると非常に評価もしている。

ですから、今の問題についてもだめだと決めないで、これからも再度調査をするなどして職業訓練を実施するような方向でやってもらいたいと思う。

- 今回の調査結果から言えばこういうことにならざるを得ないということだが、調査のあり方についてはなお今後検討する余地があるのではないかというお話しかと思う。今回についても受講相談会の開催等で、少なくともそのニーズを拾っていこうという考えが示されているのでこれは是非検討していただきたい。

- 回答者数が余りにも少ないと感じる。北海道でアイヌコタンと一緒に生活をしているという観点から見るとアイヌ民族としての誇りを持ったり、自分たちの民族が持っている力を生かしていける仕事につきたいという希望というのはとても強いと感じる。今もアイヌ民族としてネイチャーガイドをするとか、歴史や文化を生かした仕事をするなどといった分野に進んでいく若者が出てきている。現状の就職状況を考えると仕方のない部分もあるが、一般的なエクセル、ワードだけではなくて、もっとアイヌ民族として誇りを持って就業でき、その後においても自分たちの仕事が見えていくような、導き方というか一般の職業訓練だけではないことができないのかと思う。
- 既存の職業訓練という枠の中で考えるとやはり限界があるということで、それをどういう形でアイヌ民族の側のニーズに合わせていくかという検討は今後必要だろうと考えている。
- アンケートには嫌気がさしている。徒労なアンケートばかり繰り返していないで、極端なこと言ったら、例えば3カ月間アイヌを対象にこういう訓練をやりと募集をかけるような方向で考えていただけなものなのか。木彫りなら木彫りで3カ月間みっちり、週に5日通ってこられる方を対象に技術指導するとか、刺繍をびっしり3カ月間でここからここまでの技能を身につけてもらえる訓練をするとか、何でもいいと思う。何がやりたいのかとこういうアンケートを出すのではなくて、首都圏に住んでいるアイヌの方で、ここへ週5日なり通ってこられる方として例えば4月から何か月間やりますよとか、そういう呼びかけのようなことを考えていただけないものか。
- 一般の行政施策としてはニーズ調査を行った上でそれに応じた事業を実施するというのが常識だろうと思うが、先住民族政策の場合にはそういう既存の常識で処理し切れない問題が多々あるのだということが先ほどからの委員の御発言の前提にあると思うので、今後ぜひそのことを検討の視野に入れていただきたいと思う。
- ただ考えるだけなら誰にでもできる。実行できる方向で考えていただきたい。
- 繰り返し発言があったが、この問題に限らず他の省庁においても、まず、既存の制度の枠内でできることから考えるというのは当然かもしれないが、それを超えてあるべき先住民族政策という観点から新しい道を開くということもぜひ検討していただきたい。また、それを考えるのが政策推進作業部会の役割であるとも思う。

4. その他

- 次回の部会は、5月14日を予定。

(以上)